

平成23年11月24日
大分県農林水産部

大分県マリカルチャーセンター指定管理者の指定取消処分について

本日、県は、マリカルチャーセンターの指定管理者である株式会社サンテツに対して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定に基づき、平成24年3月31日をもって指定管理者の指定を取り消すことを決定し、取消処分に係る文書を交付した。

1 事業者の名称・所在地

- (1) 名称 株式会社 サンテツ
- (2) 所在地 大分県佐伯市春日町8 - 26

2 指定管理者の指定年月日及び指定期間

- 指定年月日：平成23年1月5日
- 指定期間：平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

3 取消処分通知の年月日

平成23年11月24日

4 指定管理者の指定取消年月日

平成24年3月31日

5 指定取消理由

指定管理者の業務に関し、次に掲げる事実があったため（地方自治法第244条の2第11項（指定管理者による管理を継続することが適当でないとき）に該当）。

- (1) 平成22年度において実施するものとして同年度業務計画書に定めた社会教育事業のうち「エンジョイフェスティバル」及び「高齢者教室（3回目）」の2事業について、実施しなかったにもかかわらず、これらを実施したのものとして、県に対し、虚偽の報告を行ったこと。
- (2) 管理業務の適正な実施等について県が行った改善指示を受け、また、改善計画書を提出して管理業務の適正な実施を図るとしていたにもかかわらず、その後に虚偽の報告を行ったこと。

(1)、(2)の事実は、マリカルチャーセンターの管理に関する基本協定書（18年度から22年度）第42条第2項（虚偽の報告）及び第4項（改善指示違反）に規定した指定の取消し事由に該当する行為である。